

適正な施工確保のための技術者制度検討会（第3回）
議事概要

○日 時：平成27年2月26日（木）16：00～18：00

○場 所：中央合同庁舎3号館4階 特別会議室

○出席者（五十音順、敬称略）：

秋山哲一、井出多加子、遠藤和義、大森文彦、小澤一雅、木下誠也

<技術者配置の実態について>

○全国中小建設業協会

- ・元請と下請の役割として、元請は設計照査、施工計画、施工監理、発注者・関係者協議、安全管理等を担当しており、下請は各担当工種の安全指導、更に特殊な専門工事については元請のサポートも行っている。
- ・下請業者は過去に付き合ってきた業者と組むことが多く、新しい下請業者を使う場合は施工実績を調べるとともに、個々の現場で教育も行っている。
- ・現場では高齢化が進んでおり、中小企業では新卒者を採用したくても応募者がいないため、中途採用が多くなっている。
- ・配置技術者が不足しているが、人が余っていても実績がなければ配置できないため、個別工事の入札時に求める実績要件の緩和（対象工種・年数）をお願いしたい。
- ・技術検定制度はすでに見直しもされているため現状のままでもよいが、受検の門戸は広げてもらいたい。資格を持っていても3～5年の現場経験がなければ技術者として仕事はできない。

○JBN（全国工務店協会）

- ・工事規模にもよるが、通常、現場監督や棟梁を配置して現場を仕切り、品質を確保している。
- ・近年、リフォーム工事が多くなっており、解体・骨組みなどの重要な部分は若手技術者をベテランの技術者や大工がサポートしている。
- ・社内に大工がいない業者の場合、多くを下請に外注することになる。
- ・以前は職業訓練校等で大工を育成していたが、大工が減少しているのが実態であり、JBNでも教育に取り組んでいるが、給料が安いこともあり、若手が入社1～2年で辞めてしまうケースが多い。
- ・新卒者の採用を募集しても、応募者がいない。
- ・個人住宅以外にも専任が必要となる倉庫、事務所等の工事もあり、専任金額を緩和してもらいたい。

<具体的改善策の検討>

- ・若手技術者等の育成・確保の観点等から、引き続き検討を進める。

<今後のスケジュールについて>

- ・引き続き、検討会において業団体等を対象にヒアリングを行うとともに、事務局において実態調査を行う。

以上